

## 令和6年度「第1回佐賀地方最低賃金専門部会」議事録

- 1 日時 令和6年8月1日(木)13:30~15:25
- 2 場所 佐賀第2合同庁舎 5階 共用大会議室1
- 3 出席者  
公益代表：甲斐委員(部会長)、安永委員(部会長代理)、早川委員  
労働者代表：岩井委員、松尾委員  
使用者代表：西岡委員、平野委員、福母委員  
事務局：恒吉労働基準部長、北村賃金室長、岩竹室長補佐、  
伊東賃金調査員
- 4 議題
  - (1) 部会長及び部会長代理の選任について
  - (2) 令和6年度佐賀県最低賃金額改定に当たっての基本的な考え方について
  - (3) その他

(第1回全体会議)

**岩竹室長補佐**

定刻となりましたので、ただ今から令和6年度第1回佐賀県最低賃金専門部会を開催させていただきます。

本日は最低賃金審議会令第6条第6項に規定する定足数に達していることをご報告申し上げます。また、特に皆様におかれましては、委員をお受けいただきありがとうございます。辞令につきましてはお手元に用意しております。また、会議次第の後ろに委員名簿をお付けしておりますので御確認をお願いします。

本日、初めての専門部会ですので、部会長が選任されるまでの間、進行を務めますのでどうぞよろしくをお願いします。

それでは早速議事に入らせていただきます。

まず、議事次第(1)の部会長及び部会長代理の選出についてでございます。最低賃金法第25号第4項により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙すると書いておりますが、いかがいたしましょうか。

**○早川委員**

はい、これまでの実績を鑑みまして、まず部会長を甲斐委員、部会長代理を安永委員にお願いしてはいかがでしょうか。

**岩竹室長補佐**

ただ今、部会長に甲斐委員、部会長代理に安永委員の御提案がありましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

**岩竹室長補佐**

ありがとうございます。それでは、御賛同いただきましたので、部会長は甲斐委員に部会長代理は安永委員ということでよろしくお願いいいたします。

まず、部会長に御就任いただきました甲斐委員より御挨拶をよろしくお願いいいたします。

**○甲斐部会長**

改めまして皆さんこんにちは。部会長をお引き受けすることになりました。いよいよ始まるという気持ちで身が引き締まる思いですけれども、皆さんそれぞれのお立場からの御意見を丁寧にお伺いしながら、公益委員揃って進行に務めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

**岩竹室長補佐**

ありがとうございました。

次に部会長代理に御就任いただきました安永委員より御挨拶をお願いいたします。

### ○安永部会長代理

部会長代理に選出いただきました安永です。私も委員になって6年目なのですが、部会長代理という重責を担わせていただくことになりまして、誠心誠意務めたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

### 岩竹室長補佐

ありがとうございました。

それでは、これ以降の進行につきましては甲斐部会長よろしくをお願いいたします。

### ○甲斐部会長

はい、それでは、早速ですが、専門部会を開催したいと思います。

まず、議事次第をご覧くださいまして、(2)令和6年度佐賀県最低賃金額改定に当たっての基本的な考え方についてですが、まずは事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。

### 北村賃金室長

はい、私の方からお手元の資料の1から5までを説明させていただきます。

資料1は佐賀県最低賃金決定状況一覧という横表を付けております。昨年度は8月18日答申で、10月14日に発効、時間額が900円、引上げ額の目安が39円でしたが、プラス8円の47円引上げとなっております。引上げ額、引上げ率ともに過去最高及び全国最高となりました。

続きまして、資料2につきましては、佐賀県における主要労働経済指標でございますけれども、こちらは第1回本審で付けさせていただいた資料の最新版ですので、説明は省略させていただきます。

資料3は、最新の経済指標の動向でありまして、目安小委員会の資料で、全国の最新の資料となっております。かなりボリュームのある資料となっておりますので、要点だけ説明させていただきます。

まず、めくっていただいて2ページ目が四半期GDP速報で、2024年の1月から3月期の実質国内総生産は、前期比で0.5%減、年率で1.8%減となっております。

続きまして、5ページです。今年の個人消費につきましては、持ち直しの足踏みがみられるとされております。

続きまして、7ページ、民間設備投資につきましては、持ち直しの動きがみられるとされております。

続きまして、13ページの輸出と輸入、国際収支ですが、輸出は持ち直しの動きに足踏みがみられる、輸入はおおむね横ばいとなっております。貿易サービス収支は赤字となっております。

続きまして、15ページの生産出荷在庫ですが、生産はこのところ持ち直しの動きがみられるとされております。

17ページの企業収益、業況判断ですが、企業収益は総じてみれば改善している、企業の業況判断は改善している、ただし製造業の一部では一部自動車メーカーの生産出荷停止による影響がみられるとされております。

続きまして、19ページの倒産については、増加がみられるとされているところ  
です。

ページ飛びまして、23ページをご覧ください。物価については、国内企業物価  
はこのところ緩やかに上昇している、消費者物価につきましては、緩やかに上昇し  
ているとされております。海外経済等については説明を省略させていただきます。

続きまして、資料4の令和6年度最低賃金に関する基礎調査に関する資料から説  
明させていただきます。

まず、1ページ目からは総括表がついておりまして、規模別、地域別、年齢別の  
1時間当たりの所定内賃金の分布をあらわす表になりまして、全産業から特定最低  
賃金の対象者を除いております。現行の900円の欄をご覧くださいますと、括弧書  
きのところは900円以下の方が10.3%いらっしゃるということで、最低賃金の引  
上げにより影響を受ける人の割合となります。ちなみに、中央最低賃金審議会から  
50円という目安が示されていますが、プラス50円の引上げになり950円になりま  
すと、950円までは影響を受けないので、3ページの949円の欄のところの括弧書  
きをみますと、20.1%という影響率となります。今は、合計のところを読み上げま  
したが、規模別、地域別、年齢別で、数値がみられるようになっております。地域  
別は、佐賀署管内と佐賀署管内以外となっております。佐賀署管内は西は多久市  
から東は鳥栖市、基山町までです。佐賀署管内以外は、唐津、武雄、伊万里署の管  
内となります。福岡と隣接する鳥栖市、基山町の付近の地区で、時給が高いことか  
ら佐賀署管内以外よりも佐賀署管内が時間額が高い分布となっております。

続きまして、6ページを開いていただきますと1時間当たりの所定内賃金特性値  
の表でございます。グラフの青線で示されている第一20分位数とは、20等分した  
ものの一番低いグループの金額、同じく赤線で示されている第一10分位数とは、  
10等分したものの一番低いグループの金額で、通常第一20分位数が低い額になり  
ますけれども、今年は第一20分位数と第一10分位数が900円で同額となっております。  
900円付近に分布する労働者の割合がかなり多いという意味になります。

7ページ、8ページは、令和6年度の賃金額階級別労働者分布の表で、1円刻み  
の部分では、現在の最低賃金額である900円が非常に分布が多く、次に950円の分  
布が多くなっております。

9ページは、令和6年度地域別最低賃金改定後の影響率の表で、昨日、松尾委員  
からの御意見により900円から1,000円までの表にしております。現在の最低賃金  
900円から目安どおり950円に上がった場合は、先ほど申し上げましたが影響率が  
20.1%となっております。そこから1円上がって951円になりますと、影響率が  
24.1%と4%高くなっております。

続きまして、資料5につきましては、賃金構造基本統計調査の賃金分布率に関す  
る資料でございます。1ページ目からは、今年度Cランクの県の令和5年と令和4  
年の賃金分布に関する資料になります。

令和5年の最低賃金改定前の統計になりますので、853円の箇所には線を引いてお  
ります。同じく令和4年の調査時期は最低賃金が821円ですので、821円の箇所に  
線を引いております。参考に他のCランクの県の表を付けておりますけれども、佐  
賀県、長崎県、熊本県、大分県は、最低賃金より高い額で棒グラフが高い箇所が多  
くみられますけれども、他の県は最低賃金額の付近の分布が高くて、右肩下がりに

なる傾向がみられるところでございます。資料の説明は以上です。

昨日、西岡委員からご質問をいただきました、昨日の資料5の19ページの求人賃金のところのBの専門的、技術的職業従事者の「11 その他の技術者」とはどういったものですかという御質問があったと思います。職業安定部に確認しましたところ、図書館司書ですとか学芸員、通信機器操作員等が該当するというところだったので御報告いたします。

また、昨日、早川委員から御質問がありました佐賀県の施策につきまして、まずは机上配布しておりますリーフレットの佐賀県中小企業生産性向上支援補助金がありますけれども、リーフレットの下の方に、受付期間というのが書いてありまして、この記載のとおり6月14日で締め切られております。この制度は昨年10月から始まった制度で、昨年12月に一旦閉め切れられましたが、県の補正予算がついて再度今年の3月から始まったものでございます。今現在はこの補助金は終了しておりますけれども、おそらく今年も最低賃金改定時期に合わせて、10月頃に再開することが予想されるところでございます。

また、昨日の佐賀県の要請書の中に記載されておりました専門家による伴走支援プロジェクトにつきまして、机上配布資料の新聞記事の写しも配布しておりますけれども、佐賀県の担当者に確認しましたところ価格転嫁を支援する制度でございまして、価格転嫁交渉や原価計算方法の指導をしたり、場合によっては価格転嫁交渉の場に専門家の方が付き添うような制度とのこととあります。また、価格転嫁交渉のスキルアップを目指すようなセミナーを開催するといったような制度であるということでありましたけれども、まだ始まったばかりでリーフレット等の制作には至っていないということでございましたので、ご報告します。

机上配布資料の一番最後に付けておりますが、佐賀県の人口の推移及び将来の推計というものを付けております。これによりますと、平成22年から生産年齢人口は減少を続けておりました、令和5年から令和22年までの間も約7万人が減少すると推計されております。その裏面には、令和6年5月の職業別の求人求職状況というのを付けておりました、令和6年5月の職業別の状況をみますと、事務とか運搬、清掃などの職業では、求人に対して求職が著しく多い状況がみられて、それ以外の職業では、求人に対して求職が著しく少ないという状況がみられております。私の方からの説明は以上でございます。

#### ○甲斐部会長

はい、ありがとうございます。ただ今の資料説明につきまして、御意見・御質問等ございませんでしょうか。いかがでしょうか。

#### ○西岡委員

すみません、昨日の調べありがとうございます。先ほど、6ページで折れ線グラフの説明のときに令和6年度が900円付近が非常に分布が多いという御説明をいただいたかと思うのですが、言い換えればどういうことになるのですか。

#### 北村賃金室長

20等分した最下層と10等分した最下層では通常は20等分の方が低い額にな

り、今まではずっとその様な状況だったのですが、これが同じということは900円の分布率がかなり高くなっているということだと思います。

#### **北村賃金室長**

以前は、この第一20分位数とか、第一10分位数の付近で最低賃金の議論がされていたという経緯があるのですが、グラフを見ていただければ分かりますように、令和3年からこの分位数よりも最低賃金額がかなり上回っておりまして、ということかというとなかなか説明が難しいところなのですが、

#### **○甲斐部会長**

20分位数と10分位数って少し差があるはずなのに、それが一緒になってきてしまっているということなので、近寄って来ている。10分位数の方が最低賃金の上昇に合わせてぐっと上がってはいないという感じもありますよね。

20分位数が上がっているというよりも、10分位数の上り方が少ない、つまり10分位数が相対的に下がっているのだと思うのですが、そうですね。

#### **西岡委員**

難しいですね。

#### **○早川委員**

かなりの部分が900円（注記：114,918人中10,638人）

#### **○安永部会長代理**

8割の人が最低賃金のところに固定化されているから5%と10%とは差がないということになるのです。

#### **○西岡委員**

わかりました。

#### **○甲斐部会長**

他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次に入りたいと思いますけれども、ここ数年来、第1回目の専門部会では、まず労使代表委員双方同席のもとでそれぞれの基本的な考え方を表明していただいております。

今回もそのような形で進めてよろしいでしょうか。

それでは、異存ないようですので、労使双方、もちろん公益もですが、揃った形で今年度の改定に当たっての基本的な考え方等を表明いただきたいと思っております。つきましては、表明に当たりまして少し時間を要しますでしょうか。

#### **（労使双方）**

はい。

#### **○甲斐部会長**

それでは、2時10分から15分の間に再開したいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

(労使双方)

はい。

○甲斐部会長

それでは控え室の方にお移りいただいて、時間になりましたらまた御参集いただければと思います。

〔労働者側委員・使用者側委員退室〕

〔労働者側委員・使用者側委員入室〕

(第2回全体会議)

○甲斐部会長

はい、それでは、お揃いになったようですので、これから労使双方全員立会いの下で考え方を表明いただきたいと思います。労働者側の方からお願いしてよろしいでしょうか。

○松尾委員

労働者側としての今年の最低賃金の審議に対して、基本的な考え方と申しますか、労働者側の意見を申し上げたいと思います。

まず昨年の最低賃金で、特に佐賀県は大幅に改定をしていただきました。労働者の名目賃金はやはり上がっています。春闘の影響もあり、最低賃金の改定などあって名目賃金は上がっていますが、実質賃金はずっと下がり続けています。この状況の中で、労働者の生活が非常に厳しくなっているというのが実態だと思っています。特に、最低賃金近傍で働いていらっしゃる労働者の皆さんの生活は昨年以上に厳しいものであるのではないかと考えています。

私ども連合の外郭団体に連合総研があるのですが、連合総研が実施をしました労働者に対するアンケートの結果については、世帯年収が低い層ほど、昨年と比較をして暮らしが悪化しているという回答をされた方が多かったということ、また、すべての層で何かしらの生活を切り詰めて生活をしているという実態が顕著に表れています。

物価が高止まりをしている中で、今年の最低賃金の引上げに対して、労働者の皆様の期待は高いと思っています。このような状況だからこそ、自分達の賃金も上がるんだということを明確にメッセージとして訴えるべきだと思っています。

連合佐賀が集計をしました春闘の結果を、資料として出したつもりですけど、な

かったので口頭で大変申し訳ないのですがお伝えさせていただくと、今年の春闘は、県内では4.98%の妥結率ということになっています。目標の5%以上には届きませんでした。4.98%という高い妥結率になっています。その中でも特に県内の地場、県内に拠点がある企業といいますか労働組合といいますか、その妥結率は5.13%ということで、全体平均よりも高い妥結率ということになっています。

ただ業績がいいからということだけではなくて、やはり人材不足が顕著で、人材を確保するためにやはり賃金を上げないと人が集まって来ないという状況がこれの中では見て取れるかなと思っています。その中において労使交渉の場を設定できない労働者というのが非常に多いです。連合もそうですけど、労働組合組織率16%強です。圧倒的に労働組合がないところで働いている労働者の方がたくさんいらっしゃいます。ここは労使交渉の場を設定できないという、設定するのが非常に難しいと思っていますので、この春闘の流れを全ての労働者に波及をさせるのが最低賃金の役割だと思っていますので、そういった観点からも私達はしっかりとした労働者側としてのメッセージを発信したいと思っています。

もう一つが地域間格差の関係です。昨年の最低賃金で900円という金額になりましたけれど、それでもなお福岡との差は41円ございます。関西圏、首都圏についてはもっと開きがあります。この地域間格差が労働力の流出につながっているのではないかなと思っています。昨日、県の方からも意見として述べられましたけれど、やはり県内にいかに労働力を留めて、県内の経済の発展につなげていくかということも非常に大きな役割ではないかなと思っています。

このような状況の中で、労働者側としては昨年以上の最低賃金の引上げが必要ではないかなと思っています。もちろん、事業の支払能力というのを全く無視した審議にはなり得ないということも十分承知をしていますが、今のような状況の中では、昨年を大幅に上回るような最低賃金の引上げを是非やって、訴えていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。すみません、少し長くなりましたけど私の方からは以上です。

#### ○甲斐部会長

はい、ありがとうございます。岩井さん、いかがでしょうか。

#### ○岩井委員

はい、大丈夫です。

#### ○甲斐部会長

よろしいですか。はい、わかりました。

それでは、使用者側の方から表明をお願いいたします。

#### ○西岡委員

私の方から意見表明ということまでではないのですが、考え方を述べさせていただきます。

まず、今年、日本商工会議所、東京商工会議所そして全国商工会連合会と私どもの全国中小企業団体中央会、この4社で、いわゆる政府に対して要望を6項目させ



ていただいております。

内容の小さいところは別として項目だけご紹介しますと、まずは、法定3要素に基づくデータに基づいて、きちんと根拠のある審議をやってください。次に最低賃金の引上げというのは中小企業、小規模事業者の経営や地域の雇用に与える影響が大きいということがありまして、最低賃金の引上げについては、最近隣県との差額等を過度に意識し実態を十分に踏まえない引上げが行われているということを非常に懸念していると中央では思っております、地域に与える影響を注視をして欲しい。次にいわゆる自発的に賃上げできる環境づくりの推進をしっかりとやって欲しいと。今様々な助成金の制度もございますけれども、そういった制度自体がどれだけ実行性のあるものなのか、それを使うことによって生産性が上がって賃上げができる状況になっているのかも踏まえて、やはり考えるべきではないかと。もうひとつは、価格転嫁の話ですけれども、佐賀県においても連合さんも含めて価格転嫁のパートナーシップの締結を行いました。ただ、やはり、現状としては、B to Cは別として、B to B特に中小の中でも零細と零細の間ではなかなかその価格交渉できないという現実が一定程度ございます。最低賃金はセーフティネットでもございますので、企業側、使用者側としてはそういった企業をどの様に考えていくのかというの審議内容のひとつではないかと思っております。

あとは、発効日の問題でございます。今、最低賃金については10月1日発効を目途にということで進められておりますが、昨日の中央の審議会会長さんのコメントの中にもありましたが、やはりここまで金額が上昇すると、この1、2か月で使用者側が対応できるような状況にないと、この発効日については政府の方には、年初又は年度初めに全国統一的にやってくれないかと要望はしておりましたけれども、これに対しては各地方地方でそういったことも踏まえ考えて欲しいということもありました。私達も10月1日直前で、前は労働者側の方のためにということでしたけれど、やはりここまで金額が上がって来ると、そういったところも踏まえてやっていただければという要望をひとつさせていただいております。

それともうひとつは、やはり人手不足につながる年収の壁の問題、あとは社会保険料の問題、いろいろ制度的な問題も非常にございますので、そういった部分をどの様に対応していくのか、その辺りを金額を上げるに際して、しっかりと環境整備をやっていただきたいという要望をさせていただいております。

そして、最後に産業別の特定最低賃金についても実施の可否についても十分に考えて、必要のない形骸化した特定最低賃金の制度については見直しをするべきだということで、こういった6項目を要望をさせていただいております。

そういう中で、私どもも生計費、賃金、賃金支払能力これについても今後、次回の専門部会でも状況等についてお互い情報共有させていただきたいと思っておりますけれども、支払能力の判断になる業況判断のD Iも、ずっとマイナスのままというのは依然変わりがございません。そして、賃上げも松尾さん5%というお話しでしたが、日本商工会議所の調査では、5%以上も確かに25%まであります。ただ一方で0%とか1%以下というのが25%ということで、この格差が非常に大きくなっているといった現状もありまして、その中の約6割は業務改善がみられない中、防衛的賃上げをしたという状況にあるという背景もございます。

そういった諸問題も抱えておりますので、今回、賃金引上げの審議に当たって

は、やはり3要素そして国の計画も配慮するようにはなっておりますが、地域の経済状況を十分に審議した上で検討していく必要があるのではないかと考えております。

**○甲斐部会長**

はい、ありがとうございます。

平野委員。

**○平野委員**

はい、今、取りまとめていただいたところにつきるのですが、民間の立場から少しだけお話をいたしますと、やはり昨年の影響はかなり中小零細企業にとっては大きく出ておりまして、人材確保のために無理して賃上げをしたところ、業績も早々回復を望めなくとも、行ったところがかなりきつい思いをしているという声は聞こえております。

そして、県内、規模にかかわらずM&Aも進んでおりまして、人材派遣業界もそうですし、IT業界もそうです。そうなったときの人材確保、今年また大きく最賃が上がるとなると影響が大きいのではなからうかと思っております。また、次回以降お話しする機会があればと思っております。

**○甲斐部会長**

はい、ありがとうございました。

それでは、ただ今、双方から考え方ということで御意見をいただきました。それぞれに対して何か御意見あるいは御質問等ございませんでしょうか。

**○西岡委員**

松尾委員、勉強のために教えてもらっていいですか。新聞でもちょっと見た気がしたのですが、妥結率5.13%であがった労働組合についてですけど、組合員さんの企業規模的にはどういうところが入っている感じですか。

**○松尾委員**

県内に、地場というか拠点がある労働組合に関しましては62ございます。連合佐賀の加盟ということになりますので全部で62で、事業規模ごとに集計しており、一番多いのは100人未満が44で、100人以上300人未満が15、残り300人以上が3ということになっています。これは連合佐賀のホームページにも公表しています。また必要であれば次回にでもお出しをしたいと思います。もちろん、加重平均ですので、全体がということではないのですが、県内よく頑張っていたという感想を持っています。

**○西岡委員**

ありがとうございます。

**○甲斐部会長**

今のことに関連してなのですが、松尾委員、意見表明のときに、やはり人材確保するために地場の産業の人たちが頑張ってここまで上げているということをおっしゃったのですが、それ以外に理由はありますか。やはり外に流れていかない、他県に流れていかない、他業種に流れていかないとかそういったことがこの5.13%には反映されていると思われませんか。

#### ○松尾委員

そうですね、もちろんそういう理由が多いかなと思っています。先ほど、使用者側からも言われましたとおり、経営自体はそれほどいいと思いません。もちろん濃淡とありますが、二極化はあると思いますが、その中においても、社員、労働力、社員の皆様をどう確保していくのか、新卒も含めて採用する際の賃金をどんどん引き上げていかないとやはり他のところに流れていく。同じ県内でも、違う業種のところに、より賃金が高いところに流れているのは顕著に表れています。

#### ○甲斐部会長

はい、ありがとうございます。  
ほかに何かございますでしょうか。

#### ○早川委員

業務改善助成金などを利用した生産性向上というのは企業の利益にすぐには反映されてこないのでしょうか。今回、昨年と非常に利用が進んでいて、県もさまざまな支援をしているのですが、その点に関しても教えていただければ。

#### ○西岡委員

業務改善助成金は、労働局さんでなさっていて、いわゆる御利用になったその後の成果みたいなものは把握されているのですよね。何かこの前二百何十何件の購入されたりリストがあったりして、そういう中でいわゆるどういう効果があったのか、または、無かったのかというのは把握されているのではないですか。いろんなバリエーションで購入いただいているので、例えば、電子レンジを購入されたり、券売機を購入されたり、その他いろいろ購入されています。業務改善助成金の上限っていくらですか。

#### ○恒吉労働基準部長

賃上げ額や引上げ対象者数などの区分があり、一覧表になっているのですが、上限は本審で局長が発言されたように600万円です。

#### ○西岡委員

600万円ですよね。その金額にもよりますが、利用しても次の年に何十万も何百万もその原資ができるかという状況には現実まだまだないという話を私はよく中小企業の中から聞いているという背景はございます。

#### ○早川委員

ありがとうございます。続けて質問していいですか。

○甲斐部会長

どうぞ、はい。

○早川委員

今の話の中で、主に中小企業の経営の観点でお話しいただいていると思うのですが、県内企業の中において、例えば、中小企業の比率であるとか、もしかしたらデータとか、今回出していただいた資料の中に株価の上昇とか中小企業だと株価の上昇という恩恵はあまり受けてないということになってしまうのですか。

○西岡委員

受けていないですね。大企業さんだけじゃないのかな。

○甲斐部会長

今日下がったといていたけれど。

○早川委員

今日下がったとあったけれど、一旦すごく上がったから。

○甲斐部会長

そうですね。

○西岡委員

どうなのですかね。今、円が150円代ですけど135円ぐらいまで円高になら~~ない~~と原材料費等々が経営に乗りかかって来て非常に厳しいという声は聞いております。

○早川委員

そうですね。

○西岡委員

ただ、やはり小規模事業者さんは佐賀県の場合は10人以下が約半分を占めますので、さっき松尾委員がおっしゃった100人規模とか、私ども中央会の会員企業は割と大きなところの理事長さんが多いので、そういったところは比較的、一定程度は賃上げもされていますし、儲けてはいなくてもある程度経営はきちっと賃上げや最低賃金改正に関わらずなさってきていますけれども、小規模な事業者さん、零細企業さんたちは、この賃上げが重くのしかかるし、業務改善にかかる県の制度、~~国~~の制度も原資が企業側にも3分の1、3分の2要るので、そういった負担もなかなか厳しいというお声は聞いたりもします。

○早川委員

教えてくださいありがとうございます。

○甲斐部会長

ほかにありますか。

○恒吉労働基準部長

すみません、先ほどの国の方で把握してるかどうかということなのですが、好事例集というものが出ていまして、例えば機械化して人の力の負担が減ったですとか、その様な情報に止めておりまして、経営的な収支的なものは強いて表に出さないようになっていると思います。

○甲斐部会長

要は、原資としては国から出て来るものなので、佐賀県だけの話ではなくて、国全体として業務改善助成金が効果が実は上がっているのかどうかというデータはどこかにありますか。

○恒吉労働基準部長

収支的なデータがあるかということでしょうか。

○甲斐部会長

収支は別としても、何年か続けているわけですから、続けている以上は、こういう効果が何と言いますかデータとして。

○恒吉労働基準部長

好事例を見て生産性向上の参考にしていただくという使い方があります。まず、設備投資するという条件があるので、制度を知らない方はどの様な設備投資をしたら生産性が上がるのか情報を得ることで申請へのインセンティブが働くと思います。本省のホームページなどにも紹介されています。定量的なデータはないと思います。

○北村賃金室長

賃金引上げ特設ページというのが本省にありまして、その場で事例がどんどん増えていって、今もう70ぐらいの事例は上がっている状況です。

○甲斐部会長

何か具体的なものがあれば、少し次回にでも紹介してください。それでよろしいですか。

○早川委員

ありがとうございます。

○甲斐部会長

ほかに何かございませんでしょうか。

○安永部会長代理

労働側の御意見で、最後の話、地域間格差の御指摘がありまして、福岡と41円差ということで、関西、首都圏と比較する場合は、そういった差額が人材流出の一因ではないかという御指摘が例年あって、県の意見としてもありましたが、論理として分かりやすい話なのですけれども、毎年聞いていてそれを裏付ける指標というか、客観資料がなかなか直接的な資料がみえなくて、なんとなく感覚論で言われているような印象がなくもないので、既に出ている、事務局で準備されているデータでも、労働者側保有の資料でも構わないのですけれども、何か客観的に裏付けられるようなものがあれば、今という話ではなくて、今後、示していただけると実感が伴う話になるかなと思います。

一方、使用者側から隣県との差を過度に見すぎないようにというお話がありましたので、逆に使用者側も使用者側で労働力の移動が賃金とどこまでの関連性があるかということ何か例示してもらえると、我々も見やすくなると思います。特段、どちら側ということではなく双方から客観視できるものを示していただいたらありがたいので、事務局を含め双方とも御検討ください。お願いいたします。

○甲斐部会長

次回以降に、何かそういうデータや情報等ありましたら、双方から御提示いただけると話も詰めやすいしと思っています。

○松尾委員

非常に難しい。

○安永部会長代理

複合的な要因があるというのはわかるのですけれども。

○甲斐部会長

そうですね。

○松尾委員

努力してみます。

○甲斐部会長

よろしく願いいたします。

○西岡委員

今、安永先生がおっしゃった話ですが、政府がいわゆるいろいろな実現会議とか実行計画とかそういう中で企業の生産性や賃金の実態について、利益が上がったから賃上げしましょうという流れ（順序）にそもそもなっていないというところも、企業にとっては非常に厳しい論理だということも背景としてあるんですね。最低

賃金を政策的手段とすることは適切ではないのではないですか、という考え方も国に対しては投げかけを行っているということと似たような話ではあるんですけど。

**○安永部会長代理**

議員答弁でもありました地域内確保というところで、新卒の人材確保の方にフォーカスするとかいう、UIJでしたっけ、ターンしてくる人材確保にフォーカスするとかによっても、少し違って来るのかなとは思いますが。そこは言い過ぎると、最低賃金の声が衰弱するというか、あまり深入りはできませんけど。

**○西岡委員**

そういう観点から言うと、どこの地域に就職しようかと選ぶときに最低賃金を見るかということ、見はしないですね。

**○松尾委員**

実際そうですね。

**○西岡委員**

ただ、最低賃金が上がると、企業の給料体系も上げないといけないということはあるかと思うんですけど、県内企業さんは割と公務員給与の上限で合わせてらっしゃるところも比較的に多いようです。

**○安永部会長代理**

最低賃金だけを見て職場を選ぶということはないと思うんですけど、結構メディアでの最低賃金という取り上げとかが増えてきているので、特に去年とか佐賀が全国1位の引上げ率みたいになると、上がれば、労働力市場においてのひとつ宣伝みたいな感じになっている風潮はなくはないかなという気はしますけれど。これもあくまで雑感ということで。

**○西岡委員**

佐賀もなったことはあるのですよね。

**○甲斐部会長**

単独はないですけどね。

**○西岡委員**

大変だったと思います。

**○甲斐部会長**

大変でしたよ。

**○西岡委員**

現在、岩手県が一番最低ですけど、大変。

○甲斐部会長

相当大変だったみたいですね。

○松尾委員

最低になると、県に対するイメージがどうしても悪くなる、悪くなるというところ少し言い方が適切でないかもしれませんが、やはりなかなかそこに働きに行っていないか、働こうという気持ちが若干薄れてきたりとかそういうのももちろん戻って来る方も少なくなるのかなという感覚はあります。

○西岡委員

メディアの取り上げ方がいいのかどうかという問題ありますよね、どうなのですかね。

○甲斐部会長

何か本来のセーフティーネットとしての役割という以上に、イメージとかアピールとかそういうものに使われているというところがありますね。それが、人材確保につながるというか、今、何が問題かというところと人材流出とか確保とかというところになるのでそういう捉え方をするのだとは思いますが、なかなか難しいところはあるかなと思います。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。意見表明にとどまらず、少し具体的にお話もできたかなと思っております。

それで、本日、実はやはりできましたら金額の提示というところをお願いしたいなと思ってます。回数がなかなか十分でないというところもあって、もちろん慌てて決めるつもりはありませんし、十分議論をした上で進めていきたいと思っているのですけれども、もし今日、金額を提示することが可能であれば提示をしていただき、無理される必要はありませんけれども、できない場合はできないと言っただいて構いません。

いずれにしても、個別対応の時間を本日も少し取りたいと思ってます。よろしいでしょうか。

一旦、それぞれの控室にお戻りいただきまして、労側からお呼びしたいと思っているのですけれども時間はどれくらい必要ですか。

○松尾委員

すぐに提示できます。

○甲斐部会長

すぐ、そうですか。そしたら、使用者側のお2人が控室に戻っていただいて、まず、労働者側とお話をさせていただき、その後でお呼びしたいと思います。では労働者側、このままでよろしいですか。



## ○松尾委員

はい、大丈夫です。

〔労働者側委員・使用者側委員退室〕  
〔労働者側委員・使用者側委員・公益委員と個別折衝〕  
〔労働者側委員・使用者側委員入室〕

(第3回全体会議)

## ○甲斐部会長

お待たせいたしました。それでは、ただ今から全体会議を再開したいと思います。

本日は、考え方の意見表明をしていただき、更に個別に御意見を伺いながら進めてまいりました。本日、現時点では使用者側の方からは福母委員もおられないということもありますので、今日、具体的な金額提示はいただいております。労働者側の方からご提示いただいた80円という金額をお伝えしております。

次回は使用者側の方からお呼びして御提案をいただければと思っておりますし、それです承していただいているところです。

それでは、次回また議論を進めてまいりたいと思います。本日は、金額に関する審議はこれで終了したいと思います。

議事次第の(3)その他ですけれども、事務局からございますでしょうか。

## ○北村賃金室長

はい、今後の日程を再度説明させていただきます。

8月5日月曜日午後1時半から第2回の専門部会を開きまして、8月7日水曜日午前10時から第3回専門部会を開催いたします。8月7日に合意した場合は、当日午後2時から本審を開催し、答申を行います。合意に至らなかった場合は、8月9日金曜日午前10時から、その次はちょっと飛びますが、20日火曜日午前10時から専門部会を開き、合意に至った場合は当日の午後2時を目途に本審を開催するという予定でございます。以上です。

## ○甲斐部会長

はい、ありがとうございます。ただ今の日程等の説明についてよろしいでしょうか。大変とは思いますが時間も確保よろしく願いいたします。

それでは、本日の専門部会はこれで終了いたします。

本日の議事録の署名につきましては、労働者側岩井委員、それから使用者側西岡委員をお願いいたします。

長時間にわたり御協力ありがとうございました。お疲れ様でした。

部 会 長

---

労働者代表委員

---

使用者代表委員

---